

国立大学法人の機能強化へ向けた国による支援の充実を求める声明

—第4期中期目標期間に向けて—

令和3年9月10日

国立大学法人筑波大学 経営協議会学外委員

伊井 忠義

河田 悌一

工藤 智規

小林 誠

齋藤 康

住川 雅晴

花井 陳雄

松村 栄子

室伏 きみ子

国立大学が、教育・研究・社会貢献を通して地域社会の発展や我が国の発展に寄与していくために、私たちは、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第20条第2項第3号に基づく経営協議会の学外委員として、筑波大学の将来計画をはじめ、大学経営の審議に参画し、透明性のある大学経営を実現するための「社会の目」としての役割を真摯に果たしてきた。その立場から、国立大学が来年度、第4期中期目標期間を迎えるに当たり、国立大学の教育力・研究力・社会貢献力を削ぐような単なる効率化や拙速に改革の成果を求めようとする国の支援体制について、強い危惧を抱かざるを得ない。

筑波大学は、これまでも「不断の改革」を進めてきたが、第4期中期目標期間からは、指定国立大学法人として、「地球規模課題を解決する真の総合大学」を目指し、さらなる改革を推進することとしている。これからの国立大学には、COVID-19の世界的流行に代表されるような予測不可能な未知の危機に対応することが求められるとともに、SDGsの実現やグリーン・リカバリー、カーボン・ニュートラルの推進などによって、地球規模課題の解決に資することが求められている。それらの課題解決を実現するためには、国際連携や各般に亘る多様な学問分野を強化した上で、国や学問分野間の壁を超えて分野横断的な協働を推進し、新たな知を形成し発展させていくことが極めて重要である。筑波大学は、こうした社会からの要請に柔軟に対応できる研究システムとともに、次代を担う人材を育成する学位プログラムという教育システムを有した大学であることから、筑波大学が、さらなる教育・研究・社会貢献の機能強化によって、世界に貢献できる優れた成果を生み出すことを私たちは期待しているのである。

公的な財源を基盤とする国立大学の運営費交付金について、一定のメリハリが求められることを否定するものではないが、一定の財源を、全大学共通の指標によって、毎年度、傾斜配分する現行の仕組みは、各大学の多様性や大学間の連携・協働関係を損なうことにもなり、最も重視すべき教育力・研究力・社会貢献力の向上に繋がっているとは考えられない。この点について十分な検証がなされることもなく、第4期中期目標期間においても、国立大学における教育・研究・社会貢献を下支えする運営費交付金の配分が、現行の仕組みの下で実施される方向が示されていることを、私たちは深く憂慮している。むしろ傑出した努力と成果が認められる大学には、政府全体の予算から加配されるような方策が検討されることを提案したい。

法人化以降、国からの運営費交付金は削減され、国立大学総体としての財政基盤は、年々弱体化の一途をたどっている。これに対して、筑波大学では、学内評価に基づく予算配分や教員人事での全学戦略ポイント制を導入するなど、学内の資源配分方法を見直すという努力を行っており、同時にまた、産学連携の国際展開による海外資金の獲得や寄附金の増加等に努め、収入の多様化を進めている。こうした諸施策に関しては、私たち学外委員の経験に基づく積極的な意見交換がなされ、大学としてそれらの意見を取り入れた改革が進められてきている。しかしながら、国立大学の教育・研究・社会貢献の活動を下支えする運営費交付金の不安定な配分の影響は大きく、特に基礎的な研究の継続や新たな学際的研究の展開などが損なわれ、一方、教育においては、予算上の成果が端的に表れることが求められている実態がある。これは、国全体の研究力の低下を招くとともに、地球規模課題の解決という世界に対する使命を果たす個性ある人材を送り出すことが困難になることにも繋がる。国は、教育・研究・社会貢献の機能の充実こそが未来の我が国や世界を支える原動力であることを強く意識するとともに、国と国民のために、「新たな未来を開拓する先行投資」として、是非とも運営費交付金の増額を図るべきであると、私たちは思慮するものである。

私たちは、国立大学が第4期中期目標期間を迎えるに当たり、各大学が多様性をもってその機能強化を十分に果たすことができる財政支援制度が確立されるよう、現行制度の見直しと発展的な制度の確立を強く要請するものである。